

令和3年

1 **【民法】**

2

3 次の文章を読んで、後記の**【設問1】**及び**【設問2】**に答えなさい。

4

5 **【事実】**

6 1. Aは、酒類及び食品類の卸売を主たる業務とする株式会社である。令和3年4月頃、Aは、冷  
7 蔵保存を要する高級ワインの取扱いを新しく開始することを計画し、海外から酒類を輸入販売す  
8 ることを主たる業務とする株式会社Bと協議を重ねた上で、同年6月1日、Bとの間で、以下の  
9 内容の売買契約を締結した（以下「本件ワイン売買契約」という。）。

10 当事者 買主A、売主B

11 目的物 冷蔵倉庫甲に保管中の乙農園の生産に係るワイン1万本(以下「本件ワイン」という。)

12 代金 5000万円

13 引渡日 令和3年9月1日

14 また、Aは、Bとの交渉の際に、本件ワインの引渡日までに高級ワインの保存に適した冷蔵倉  
15 庫を購入し又は賃借することを予定しており、本件ワインの販売が順調であれば、将来的には取  
16 り扱う高級ワインの種類や数量も増やしていく予定であることを伝えていた。なお、本件ワイン  
17 と同種同等のワインは他に存在しない。

18 2. ところが、令和3年7月末になっても、Aの事業計画に適した冷蔵倉庫は見つからず、購入や  
19 賃借の見込みは全く立たなかった。そこで、Aは、Bに対して、適切な規模の冷蔵倉庫が見つかる  
20 までの当面の保管場所として同人の所有する冷蔵倉庫甲を借りたいと伝えて、交渉し、Bの了承  
21 を得て、同年8月27日、冷蔵倉庫甲を、賃料を月20万円とし、賃借期間を同年9月1日から  
22 1年間の約形で賃借する旨の契約を締結した（以下「本件賃貸借契約」という。）。Bは、翌2  
23 8日、冷蔵倉庫甲から本件ワイン以外の酒類を全て搬出し、本件賃貸借契約の開始に備えた。

24 3. 令和3年8月30日未明、冷蔵倉庫甲に隣接する家屋において落雷を原因とする火災が発生し、  
25 高熱によって冷蔵倉庫甲の配電設備が故障した。同日夕方頃に同火災は鎮火したが、火災による  
26 高熱に加え、配電設備の故障によって空調機能を喪失していたことから、冷蔵倉庫甲の内部は異  
27 常な高温となり、これによって本件ワインは飲用に適さない程度に劣化してしまった。なお、同  
28 日深夜までに配電設備の修理は完了し、冷蔵倉庫甲の空調機能は復旧し、その使用には何らの支  
29 障がなくなっている。

30 4. 令和3年9月1日、Bは、Aに対して、本件ワイン及び冷蔵倉庫甲の引渡しをしようとしたが、  
31 Aはこれを拒絶した。

32

33 **【設問1】**

34 Aは、本件ワイン売買契約及び本件賃貸借契約を解除したいと考えている。Bからの反論にも  
35 言及しつつ、Aの主張が認められるかどうかを検討しなさい。

36

37 **【事実（続き）】**

38 5. Aは、レストラン等に飲料及び食料品等を販売しており、そのため大量の飲料及び食料品等  
39 を貯蔵できる保管用倉庫丙を別に所有していた。倉庫丙は、冷蔵設備を備えた独立した建物で  
40 あり、内部には保管のための多くの棚が設置されていた。Aは、複数の製造業者や流通業者から  
41 購入した飲料及び食料品を一旦倉庫丙に貯蔵し、レストラン等からの注文があると、注文の  
42 品を取り出してレストラン等に配送していた。

43 6. Aは、令和3年10月、一時的に資金不足に陥ったため、日頃から取引のあるCから500

44 0万円の融資を受けることになり、AとCは、同月1日、金銭消費貸借契約を締結した（以下  
45 「本件金銭消費貸借契約」という。）。本件金銭消費貸借契約を締結するに当たり、AとCは、  
46 以下のような合意をした（以下「本件譲渡担保契約」という。）。

47 ① Aは、AのCに対する本件金銭消費貸借契約に係る貸金債務を担保するために、倉庫丙  
48 内にある全ての酒類（アルコール分1パーセント以上の飲料をいう。以下同じ。）を目的  
49 物として、Cに対してその所有権を譲渡し、占有改定の方法によって引き渡す。

50 ② Aは、通常の営業の範囲の目的のために倉庫丙内の酒類を第三者に相当な価額で譲渡す  
51 ることができる。

52 ③ Aは、②により倉庫丙内の酒類を第三者に譲渡した場合には、遅滞なく同種同品質の酒  
53 類を倉庫丙内に補充する。補充された酒類は、倉庫丙に搬入された時点で、当然に①の譲  
54 渡担保の目的となる。

55 7. 令和3年10月15日、Aは、ウイスキーの流通業者Dから、国産ウイスキー100ダース  
56 （以下「本件ウイスキー」という。）を1200万円で購入した（以下「本件ウイスキー売買  
57 契約」という。）。AとDが締結した本件ウイスキー売買契約には、以下のような条項が含まれ  
58 ていた。

59 ① 本件ウイスキーの引渡しは、同月20日とし、代金の支払は引渡しの翌11月10日と  
60 する。

61 ② 本件ウイスキーの所有権は、代金の完済をもって、DからAに移転する。

62 ③ DはAに対して、本件ウイスキーの引渡日以降、本件ウイスキーの全部又は一部を転売  
63 することを承諾する。

64 8. 令和3年10月20日、Dは、本件ウイスキー売買契約に従って、本件ウイスキーを倉庫丙  
65 に搬入した。本件ウイスキーは倉庫丙内の他の酒類とともに棚に保管されたが、どのウイスキー  
66 が本件ウイスキーかは判別できる状態にあった。

67 9. 令和3年11月10日、Aは、本件ウイスキーの代金1200万円をDに支払わなかった。  
68 このためDが、本件ウイスキーの引渡しをAに対して求めたところ、Aは、Cから、①倉庫丙  
69 内の酒類は、本件譲渡担保契約により担保の目的でCに所有権が譲渡され、対抗要件も具備さ  
70 れていると主張されているとして、本件ウイスキーの引渡しを渋っている。これに対してDは、  
71 ②本件譲渡担保契約は何が目的物かもはっきりせず無効であること、③仮に本件譲渡担保契約  
72 が有効であるとしても、本件ウイスキーには、本件譲渡担保契約の効力が及ばないことなどを  
73 主張している。

74

75 **【設問2】**

76 (1) Cは、本件譲渡担保契約の有効性について、第三者に対して主張することができるか、【事  
77 実】9の①の主張と②の主張に留意しつつ論じなさい。

78 (2) Dは、Cに対して、本件ウイスキーの所有権を主張することができるか、【事実】9の③の  
79 主張に留意しつつ論じなさい。

[解説]

設問 1

1. 本件ワイン売買契約の解除

Aは、本件ワイン売買契約については、「本件ワインは飲用に適さない程度に劣化してしまった」（問題文 27 行目）ことに着目して、Bの引渡債務の全部履行不能を理由とする無催告での全部解除（542 条 1 項 1 号）を主張することになると考えられます。

検討過程では、①Bの引渡債務の「全部の履行が不能であるとき」との関係は、⑦Aの債権の性質決定（特定物債権か制限種類物債権か）、④改正民法下では契約責任説が採用されているため仮に特定物債権であってもBは契約内容に適合する品質の本件ワインを引渡す義務を負うこと、②解除権の発生障害事由として、Bの引渡債務の履行不能が「債権者の責めに帰すべき事由によるもの」（543 条）であるかが問題となります。

③改正民法下では債務不履行解除の要件として債務者の帰責事由が不要とされていますから、債務者Bの無責についてBの反論として論じることは失当であると考えられます。

なお、本問では、制限種類物債権であると認定した場合には、567 条 1 項は適用できないと思われます。私の参考答案では、制限種類物債権であると認定しているため、567 条 1 項には言及していません。

2. 本件賃貸借契約の解除

冷蔵倉庫甲は、いったんは、冷蔵設備が故障して契約内容に適合しない状態になったものの、その日の深夜までに空調機能が復旧し、その使用には何らの支障がない状態に戻っています。このように、本件賃貸借契約に基づくBの使用収益させる債務の不履行は軽微なものですから、542 条 1 項各号のいずれにも当たらないですし、541 条 1 項に基づく催告解除も同項但書該当性により否定されます。そうすると、本件賃貸借契約に基づくBの債務の不履行を理由とする解除は認められません。そこで、Aは、本件賃貸借契約が本件ワイン売買契約を前提としたものであることを根拠として、後者におけるBの履行不能をもって後者とともにも前者も解除できると主張することが考えられます。

ここでは、2 つ以上の契約の一方の債務不履行をもって契約全部を解除することの可否について、債務不履行解除の趣旨・目的に遡った上で、最高裁判例（最判 H8.11.12・百 II 44）も踏まえながら、契約全部を解除することができる要件を示し、本件賃貸借契約締結に至る経緯等の事情を使って要件充足性を検討することになります。

設問 2（1）

まず、本件譲渡担保契約は、集合動産譲渡担保であり、一物一権主義の内容である物権の単一性との関係で、その有効性が問題となります。これについては、集合動産譲渡担保の有効性について判断した最高裁判例（最判 S62.11.10）を踏まえて論じることになります。

次に、本件ウイスキーが本件譲渡担保契約締結及びそれに基づく占有改定の後に倉庫丙内に搬入されていることから、本件ウイスキーにも、搬入前における当初の占有改定による譲渡担保契約権の対抗要件が及ぶかが問題となります。これについては、前掲昭和62年最高裁判例を踏まえて、論じることになります。

## 設問2(2)

本件ウイスキー売買契約には、代金完済を所有権移転の停止条件とする所有権留保特約たる②があります。そうすると、Aが本件ウイスキーの代金を支払っていない状況下では、原則として、本件ウイスキーの所有権はDからAに移転せず、その結果、Cも譲渡担保契約に基づいて本件ウイスキーの所有権を取得できない。まず初めに、このことを原則論として示します。

次に、「DはAに対して、本件ウイスキーの引渡日以降、本件ウイスキーの全部又は一部を転売することを承諾する。」(問題文62～63行目)との特約③があることに着目して、代金完済前であっても転売する際にはAに処分権限が認められる(その意味で、所有権留保特約②の効力が制限される)ことにならないかを検討することになります。ここでは、特約③の意味について、特約②との関係も踏まえながら、当事者意思の合理的解釈により導くことになります。

最後に、特約③について、転売する際に処分権限まで付与することは意味しないと解釈した場合には、Cは無権利者Aから本件ウイスキーについて譲渡担保を受けたことになるので、即時取得による譲渡担保権の取得に基づく本件ウイスキーの所有権取得の可否が問題となります。これについては、占有改定(183条)による即時取得(192条)の成否が問題となり、最高裁判例(最判S35.2.11・百I68)の立場からは即時取得の成立が否定されます。

[参考答案]

1 設問 1

2 第 1 . A は、民法 542 条 1 項 1 号を根拠として、無催告による本件ワイ  
3 ン契約の全部解除を主張する (540 条 1 項) と考えられる。

4 1 . 本件ワイン売買契約 (555 条) では、「冷蔵倉庫甲に保管中の乙農園  
5 の生産に係るワイン 1 万本」として、引渡対象となる種類物が特定の  
6 場所・範囲によって制限されているから、同契約に基づく A の債権は  
7 制限種類物債権である。冷蔵倉庫甲に保管中の本件ワインが飲用に適  
8 さない程度に劣化したことをもって、冷蔵倉庫甲内には契約内容に適  
9 合する品質の本件ワインが存在しなくなったという意味で、B の引渡  
10 債務の「全部の履行が不能であるとき」(542 条 1 項 1 号) に当たる。

11 2 . B は、A が事業計画に適した冷蔵倉庫を購入又は賃借することで用  
12 意することができていれば、当面の保管場所として冷蔵倉庫甲を用い  
13 ることにはならなかったのだから、同倉庫の隣家における落雷を原因  
14 とする火災によって本件ワインが劣化することもなかったとして、B  
15 の引渡債務の履行不能は「債権者の責めに帰すべき事由によるもの」  
16 (543 条) に当たると反論することが考えられる。

17 しかし、A が事業計画に適した冷蔵倉庫を購入又は賃借により用意  
18 することができず、当面の保管場所として冷蔵倉庫甲を賃借したこと  
19 は、特段不合理なことでないから、A を本件ワイン売買契約の拘束力  
20 から解放することを否定するだけの事情とはいえない。したがって、  
21 B の反論は認められない。

22 3 . したがって、本件ワイン売買契約の解除が認められる。

1 第2. 冷蔵倉庫甲の冷蔵設備は、火災当日の深夜までに空調機能が復旧  
2 し、その使用には何らの支障がない状態に戻っている。このように、本  
3 件賃貸借契約に基づくBの使用収益させる債務の不履行は軽微なものだ  
4 から、542条1項各号のいずれにも当たらないし、541条1項に基づく  
5 催告解除も同項但書該当性により否定される。そこで、Aは、本件賃貸  
6 借契約が本件ワイン売買契約を前提としたものであることを根拠として、  
7 後者におけるBの履行不能をもって後者とともにも前者も解除できると主  
8 張することが考えられる。

9 Bは、2つの契約は別々の契約である以上、一方の債務不履行を理由  
10 として他方まで解除することはできないと反論すると考えられる。

11 確かに、2つ以上の契約がそれぞれ別個のものである以上、一方の契  
12 約上の不履行は当然には他方の契約の解除事由に当たらない。しかし、  
13 債務不履行解除の目的は、債務不履行により契約を維持する意味を失っ  
14 た債権者を契約の拘束力から解放することにある。そこで、社会通念上  
15 いずれか一方の履行だけでは契約目的が全体として達成されないといえ  
16 るくらい、複数の契約が相互に密接に関連している場合には、債務不履  
17 行があった契約と併せて他方の契約も解除できると解すべきである。

18 本件賃貸借契約は、本件ワイン売買契約の目的物である本件ワインの  
19 引渡し及びその後の保管のために締結されたものであるから、本件ワイ  
20 ンの引渡不能により本件賃貸借契約の目的も達成されなくなるといえる  
21 くらい、両契約は相互に密接に関連している。したがって、Aは、Bに  
22 よる本件ワインの引渡不能をもって本件賃貸借契約も解除できる。

1 設問 2 (1)

2 1. まず、本件譲渡担保契約は、集合動産譲渡担保であり、一物一権主  
3 義の内容である物権の単一性との関係で、その有効性が問題となる。

4 (1) 物権の単一性の趣旨は、複数の物の上に 1 個の物権の成立を認め  
5 ると、公示が不十分となり取引安全が害されるという点にある。そ  
6 こで、構成部分の変動する集合物も、種類・所在場所・量的範囲を  
7 指定するなどの方法により目的物の範囲が特定されている場合には、  
8 公示が十分なし得るといえるから、1 個の集合物として譲渡担保の  
9 目的になり、その限りで集合動産譲渡担保も有効であると解する。

10 (2) 本件譲渡担保契約では、「倉庫丙内にある全ての酒類」という形で、  
11 種類・所在場所・量的範囲の指定を通じて目的物が特定されている  
12 から、同契約は有効である。

13 2. 次に、本件譲渡担保契約締結後に倉庫丙内に搬入された本件ウイス  
14 キーにも、本件譲渡担保契約の対抗力が及ぶかが問題となる。

15 (1) 譲渡担保の目的物は集合物であり、その構成部分である個々の物  
16 は集合物に組み込まれている。そこで、集合物の構成部分の変動し  
17 ても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たに構成部分  
18 となった動産を包含する集合物についても、当初の占有改定による  
19 譲渡担保権の対抗要件の効力が及ぶことになる。

20 (2) 契約締結後に倉庫丙内に搬入された本件ウイスキーにも、当初の  
21 占有改定 (183 条) による対抗力が及ぶことになる。したがって、  
22 C は、本件譲渡担保契約の有効性を D に対しても対抗できる。

1 設問 2 (2)

2 1. 本件ウイスキー売買契約には、代金完済を所有権移転の停止条件と  
3 する所有権留保特約②があるから、代金未払いの状況下では、原則と  
4 して、本件ウイスキーの所有権は D から A に移転せず、その結果、C  
5 も譲渡担保契約に基づいて本件ウイスキーの所有権を取得できない。

6 2. 本件ウイスキー売買契約における特約③は、代金完済前の転売自体  
7 を禁止ないことを意味するにとどまり、転売する際に処分権限まで付  
8 与することは意味しないと解すべきである。代金完済前に転売するこ  
9 とで第三者に所有権移転できるとなると、所有権留保特約②の意義が  
10 損なわれるからである。したがって、特約③により A の処分権限が根  
11 拠づけられるともいえない。

12 3. C は、無権限者 A から本件ウイスキーについて譲渡担保を受けたこ  
13 とになるから、即時取得 (192 条) が成立しないか。

14 (1) 即時取得は、占有取得者が前主の占有を信頼して取引により占有  
15 を取得したことを根拠として、占有取得者を保護するために同人に  
16 よる権利取得を認める制度である。そこで、「占有を始めた」という  
17 ためには、一般外観上従来の占有状態に変更を生ずる形態で占有を  
18 取得したことが必要であり、占有改定はこれに当たらないと解する。

19 (2) A から C に対する本件ウイスキーの引渡しは、占有改定の方法に  
20 よるから、「占有を始めた」という要件を満たさない。したがって、  
21 C による即時取得は認められない。

22 4. 以上より、D は、C に対して本件ウイスキーの所有権を主張できる。